

【前期 第五問】

被告人 X は、生活に困窮していたが、重病で身体障害者であった弟にどうにか入院治療の機会を得させたいと考えた。そのため、Y・Z と共謀し、X 運転の軽自動車(以下、X 車)を、Y が運転し Z が同乗するライトバン(以下、Y 車)に故意に追突させ、これを X の過失による玉突き事故であるかのごとく装い、保険金を騙取することを企てた。それにつき、X・Y・Z 間における共謀の発覚を防ぎ、さらに Y・Z の受けうる被害を軽微に抑えるために第三者運転の車を X 車と Y 車との間に介在させることとした。Y・Z は計画実行の際に生じ得る被害に関して認識し、これに同意をしていた。

平成 24 年 7 月 12 日、X は第三者 A 運転の軽自動車(以下、A 車)を追尾し、交差点の赤信号で Y 車に続いて A 車、X 車の順に停止した。信号機が青色になった際 X は、自車を急発進させて A 車の後部に追突させた。その結果、A に約 2 ヶ月の入院加療を要する頸椎捻挫の傷害を負わせたほか、Y・Z にも傷害を負わせた。その後、真相が発覚し、Y・Z の傷害はごく軽微であったにもかかわらず、重篤であるかのように装い入院給付金など総額 112 万円あまりを騙取していた。

X の罪責を論ぜよ。尚、本問は Y・Z に対する傷害結果について検討することとする。

参考判例：最高裁昭和 55 年 11 月 13 日第二小法廷決定